

令和6年中の転入者の方及び定額減税対象外など一定の要件を満たす事業専従者の方等の追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

【重要：ご確認ください！】

本案内は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方へ向けた案内となります。既に様式第1号（確認書）がご自宅等へ届いている方は、確認書への記入と返送をお願いいたします。

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うもので、釧路市への申請により、以下の支給要件のうちいずれかを満たすことを確認された方が給付対象となります。

【給付金の申請期限：令和7年10月31日（金） ※当日消印有効】

（注1）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

1. 令和6年中の転入者の方

令和6年中に他の市区町村や海外から釧路市に転入され、令和7年1月1日時点で釧路市に住民登録があった方（令和7年度の個人住民税が釧路市で課税されている方）で、支給要件に該当する方が対象となります。

【具体的な例】

- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方（例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方）
- ・令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方）等

1. の支給要件

下記の支給要件に該当する場合、これに従い釧路市において算定した支給額が支給（※）されます。
※釧路市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。

【支給要件】

- I + II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。） - III > 0となる納税義務者
- I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数×1 - 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
- II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数×2 - 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
- III 調整給付金（当初給付分）の額

2. 事業専従者の方等

令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円の方、かつ令和5年度、令和6年度に実施された低所得者向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない方であって、

- ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
- ・合計所得金額が48万円超である方

2. の支給要件

下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円（※）が支給されます。
釧路市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円が支給されます。

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

給付金の支給手続き

対象者に該当すると思われる方は**ご自身で釧路市**（注2）**ホームページから申請書をダウンロードしてください。**（ページへは下記のQRコード、URLでアクセスしてください）

（注2）令和7年度個人住民税課税団体

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、**必要な資料（※）を添えて、郵送してください。**



【（※）提出を求める書類】

■転入者の方

- ・調整給付金の支給確認書の写し、支給決定通知書の写し等（詳しくは申請書をご覧ください）
- ・本人（代理人）確認書類の写し ・受取口座を確認できる書類の写し

■専従事業者の方等

- ・令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書の写し
- ・世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し（令和6年転入者のみ）
- ・本人（代理人）確認書類の写し ・受取口座を確認できる書類の写し

- 申請期限は **令和7年10月31日（金）** ※当日消印有効です。

【申請書送付先】

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所市民税課市民税係（不足額給付担当）

※本給付金は、差押禁止、非課税となります。

審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

※釧路市が申請書を受理した日から**3～4週間後**が目安です。但し他自治体への照会が必要な場合は**1カ月以上の期間**を要する事があります。

その他

- ！ 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、釧路市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。
また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。



お問い合わせ

釧路市給付金コールセンター



0570-066-150

受付時間 平日8:50～17:20

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市役所市民税課市民税係（不足額給付担当）

※詳しくは、釧路市ホームページ、内閣府ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

釧路市 不足額給付金



<https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/zeikin/1016381.html>

給付金・定額減税一体措置



<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>



申請書の
ダウンロードができます！

